

各位

会社名 株式会社セルシード
 代表者氏名 代表取締役社長 長谷川 幸雄
 (コード番号：7776)
 本店所在地 東京都新宿区原町 3-61
 問合せ先 取締役最高財務責任者管理部門長 細野 恭史
 電話番号 03-5286-6231

**第三者割当による第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び
 第 12 回新株予約権の募集発行に関するお知らせ**

当社は、平成 26 年 3 月 4 日、会社法第 370 条及び当社定款第 26 条の規定に基づく取締役会決議に代わる書面決議により、第三者割当（以下、「本件第三者割当」といいます。）の方法による第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、「本新株予約権付社債」又は「第 1 回新株予約権付社債」といい、本新株予約権付社債に付された新株予約権及び社債を、それぞれ「本転換社債型新株予約権」及び「本社債」といいます。）及び第 12 回新株予約権（以下、「本新株予約権」又は「第 12 回新株予約権」といいます。）の発行（以下、第 1 回新株予約権付社債及び第 12 回新株予約権の発行を総称して「本資金調達」といいます。）並びに本転換社債型新株予約権及び本新株予約権に関する投資契約（以下、「本契約」といいます。）の締結を決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

記

1. 募集の概要

(1) 第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債

(1) 払込期日	平成 26 年 3 月 20 日(木)
(2) 新株予約権の総数	20 個
(3) 社債及び新株予約権の発行価額	各本社債の発行価額は 25 百万円(額面 100 円につき金 100 円) 本転換社債型新株予約権の発行価額は無償
(4) 当該発行による潜在株式数	386,398 株
(5) 資金調達の額	500,000,000 円
(6) 転換価額	1,294 円
(7) 募集又は割当方法(割当予定先)	第三者割当の方法により、次の者に割り当てます。 ウィズ・ヘルスケア PE 1 号投資事業有限責任組合 500,000,000 円
(8) 利率	本社債には利息を付しません。
(9) その他	前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。

(2) 第12回新株予約権

(1)割当日	平成26年3月20日(木)
(2)新株予約権の総数	352個
(3)発行価額	総額 9,328,000円(新株予約権1個当たり26,500円)
(4)当該発行による潜在株式数	1,760,000株
(5)資金調達の内訳	2,286,768,000円 (内訳) 新株予約権発行分 9,328,000円 新株予約権行使分 2,277,440,000円
(6)行使価額	1,294円
(7)募集又は割当方法(割当予定先)	第三者割当の方法により、次の者に割り当てます。 ウィズ・ヘルスケア PE1号投資事業有限責任組合 352個
(8)その他	前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。

2. 募集の目的及び理由

当社グループ(当社及び連結子会社2社をいいます。)は、日本発の「細胞シート工学」という新しい再生医療技術を基盤として様々な再生医療製品を開発し、「細胞シート再生医療」の世界普及を推進することを使命としております。細胞シート工学は、東京女子医科大学の岡野光夫教授(当社取締役)が世界で初めて創唱した技術で、ばらばらのヒト細胞のみから人体を構成する様々な組織の基本単位(「細胞シート」=有機的に結合したシート状の細胞塊)を人工的に作製することができる再生医療プラットフォーム技術です。細胞シートは現在世界で唯一当社が製品化している「温度応答性細胞培養器材」を用いて作製可能で、生体内で組織として機能する、無縫合で生着するなど、再生医療に有用な様々な特長を有しています。また、細胞シート再生医療とは、細胞シート工学に基づいて作製される細胞シートを用いて先天的又は後天的に機能を喪失した人体組織や臓器を修復・再生することによって、従来の医療技術では治癒できない様々な疾患や障害を治療することを目指す革新的な医療アプローチを指します。

当社グループは、上述の使命を果たすために現在2つの事業を展開しております。1つ目の事業は、細胞シート再生医療製品の研究開発・製造・販売を通じて日米欧を始めとする世界各国における細胞シート再生医療の普及を目指す「細胞シート再生医療事業」です。当社グループは、これまでに角膜再生上皮シート、軟骨再生シートなど複数の開発候補品に取り組んでおります。

2つ目の事業は、細胞シート作製の基礎ツールである温度応答性細胞培養器材とその応用製品等の研究開発・製造・販売を通じて世界各国の大学や研究機関等における再生医療研究開発を支援する「再生医療支援事業」です。

当社グループの将来収益基盤を確立するためには、共同研究先・事業提携先などとの協働による細胞シート再生医療事業及び再生医療支援事業双方における研究開発活動(特に細胞シート再生医療事業における前臨床研究、臨床研究、治験、薬事承認取得などの活動)の推進と両事業における製品製造・マーケティング・販売活動の拡充が必要です。但し、いずれの事業もまだ先行投資期にあり、特に細胞シート再生医療製品の研究開発を行う細胞シート再生医療事業はその本質として長期間にわたる多額の研究開発先行投資と幅広い分野に関する学術的知見・スキルの結

集を必要としております。

このように考えると細胞シート再生医療の世界普及という当社の使命の実現は必ずしも容易なものではないということになりますが、一方で再生医療の産業化を取り巻く環境は追い風の方に動いております。

特に日本においては、最近その方向性が顕著に現われています。日本における再生医療事業環境の活性化です。例えば、平成 25 年 4 月には再生医療の実用化を目指した再生医療推進法が成立し、さらに同年 11 月には改正薬事法（いわゆる医薬品医療機器等法）と再生医療等安全性確保法が成立しました。医薬品医療機器等法においては、医薬品や医療機器とは別に「再生医療等製品」が新たに定義され、その特性を踏まえた制度（例：条件及び期限付承認制度、いわゆる早期承認制度）が導入されました。また、再生医療等安全性確保法においては、再生医療を 3つのカテゴリーに分類して安全性確保を図るリスク別安全性規制が導入された他、細胞加工業（特定細胞加工物の製造を外部委託できる仕組み）が新たに創設されることとなりました。

このような政府の積極的な取組姿勢などが再生医療の産業化にとって追い風となる環境を醸成する中、近時多くの日本企業が再生医療分野あるいはその関連分野への参入意思を明らかにしています。例えば、再生医療の実用化・産業化を目指す企業の集まりである「再生医療イノベーションフォーラム（FIRM）」には 70 社以上の企業が参加しています（出所：FIRM ウェブサイト）。医薬品・医療機器分野は薬事法規制対応の必要性などから一般的に参入障壁が高いとされており、その中でも最先端の技術を活用する再生医療分野はもう一段参入障壁が高くなっていると考えられます。そのような参入障壁を有する再生医療分野あるいはその関連分野への参入を検討している企業にとって、当社グループのような基盤技術・特許・研究開発パイプライン及び薬事法規制対応を含めた経験・ノウハウなどを有する先行企業との提携は、高い参入障壁を乗り越えるための戦略的選択肢の 1つになり得ると言うことができます。

以上のような環境動向を踏まえて、平成 26 年 2 月に当社は「外部環境の変化を活用した新たな持続的成長モデルの構築」を中期ビジョンとして掲げ、「事業提携」・「戦略投資」・「事業基盤」を 3つの柱とする平成 26～28 年度中期経営計画を発表いたしました。

本計画の第 1 の柱である「事業提携」については、細胞シート再生医療第 1 号製品の事業化を目的として、平成 26 年度における実現を図る計画です。事業提携を通じた細胞シート再生医療製品の事業化は、日本における再生医療関連法規制の整備（例：再生医療等製品の「条件及び期限付承認（早期承認）」制度の創設）によって生じる新しい事業機会の活用や当社が比較優位を持たない経営資源（機能、スキル、技術）の補完に寄与し、さらに事業化に至る先行投資負担の軽減にもつながるものと期待しております。これまでのところまだ具体化したものはございませんが、現在当社グループは事業提携等に関する交渉を推進しており、引き続きその実現を目指して注力する方針です。

第 2 の柱である「戦略投資」に関しては、中長期的な企業価値成長を目指した戦略分野への先行投資を積極的に進める計画です。戦略投資領域としては、例えば、他家細胞（治療を受ける方自身以外のヒトから採取した細胞）を原料とする先端的な細胞シート再生医療シーズに関する産学共同研究開発への着手、次世代型の温度応答性細胞培養器材に関する研究開発の強化、再生医療等安全性確保法に基づく細胞加工受託機会を活用した産学連携体制のさらなる強化などが挙げ

られます。これらの中でも特に重要なのが、将来の収益の柱となる大型製品の上市を目指した細胞シート再生医療パイプラインの研究開発です。直近の技術革新の進捗（当社の基盤技術である細胞シート工学を活用した基礎研究成果の状況、再生医療製品の原料となる細胞に関する技術革新・法規制整備の動向など）と潜在市場規模の双方を勘案しながら将来の当社収益の柱となり得る細胞シート再生医療パイプラインの研究開発を推進することは、当社企業価値の向上に大きく貢献するものと考えております。

第3の柱である「事業基盤」については、上述の第1・第2の柱の推進基盤となる「組織体制」の強化（人材の補充及び組織体制の拡充）に取り組む方針です。また併せて、エクイティ・ファイナンスなどの金融的手法、公的助成・補助、事業提携などの多様な手段の活用可能性を追求することにより、第1・第2の柱の推進・加速化に必要な「財務基盤」の強化（資金の調達及び安定的資金源の開発）にも引き続き取り組んでまいります。

さて平成24年12月以来の資金調達活動を通じて、当社は当面の運転資金、上述の中期経営計画の第1の柱である「事業提携」の実現につながる既存パイプライン研究開発資金の一部、及び同第2の柱である「戦略投資」の一部（細胞加工受託機会を活用した産学連携体制のさらなる強化など）に関する研究開発資金を確保いたしました。

しかしながら、技術革新の継続的進行と再生医療分野への企業参入が進む環境において当社がさらなる企業価値の向上を実現するためには、将来収益の柱となり得る大型製品の上市を目指した次世代細胞シート再生医療パイプライン研究開発への「戦略投資」に早急に着手しかつそれを強力に推進・加速する必要があります。

このような「戦略投資」の1つとして、当社は今般「他家細胞」を原料とする「軟骨再生シート」の研究開発に着手する方針を固めました。

多くの患者さまが再生医療を受けられるようになるためには、他家細胞（治療を受ける方以外のヒトから採取した細胞）を原料化することが大変重要です。現在世界で実用化されている再生医療製品の多くは自家細胞（治療を受ける方から採取した細胞）を原料としていますが、自家細胞原料の製品はオーダーメイドとなるため大量生産できずどうしても製造コストが高くつくこととなります。一方、他家細胞を原料にすることで、大量生産については製造コストの低減が可能となります。さらに、他家細胞原料であれば、均質な原料細胞を常時確保することが可能となり、将来は必要な時に速やかに必要な細胞シート再生医療製品を生産・提供できるようになる道が拓かれることが期待されます。また、他家細胞原料の課題の1つは免疫拒絶反応（自分自身に由来しない物質を異物として排除しようとする身体の働き）への対応ですが、血管がない部位である軟骨は免疫拒絶反応が穏やかであることで知られています。

高齢化先進国である我が国だけでも、1,000万人とも言われる方々が膝の痛みなどの自覚症状を伴う「変形性膝関節症」に悩んでいるとされております。変形性膝関節症に関する現在の主な治療法はヒアルロン酸注入などの対症療法が中心でありまだ抜本的な治療法が確立されていませんが、当社共同研究先である東海大学医学部（外科学系整形外科学）の佐藤正人教授は当社の温度応答性細胞培養器材 UpCell を用いて培養した細胞シートの1つである「軟骨再生シート」を膝関節表面に貼ることによって外傷や変性で失われた膝関節軟骨組織を再生することをテーマとする研究に平成16年より取り組まれております。佐藤教授は、平成23年より自家細胞（治療を受

ける方自身から採取した細胞)を原料とした軟骨再生シートに関する臨床研究(疾病の原因・病態の理解やその予防・診断・治療方法の改善などを目的として実際の患者さまを対象として実施される医学研究)を進めておられます。

以上のような要素を勘案して、当社は東海大学及び東京女子医科大学と共同でこれまでの研究成果をさらに発展させ、より多くの患者さまへの治療可能性を有する他家軟骨細胞シートの事業化を目指した研究開発に取り組む方針です。

また上述のような「戦略投資」を遂行するためには、研究開発組織体制の拡充が不可欠です。当社は企業参入意欲の増大を背景として再生医療関連研究開発人材の獲得競争が激しくなっている状況であると認識しており、有能な人材の確保も早急な対応が必要な重要な課題の1つとすることができます。このような中長期的な企業価値向上を目指した研究開発活動の拡充及びそれを支える組織体制の強化には相応の先行投資資金が必要であり、従って外部環境動向を活用しながら当該必要資金を調達することが経営上重要な課題となっております。

今般当社は、以上の状況を総合的に勘案して、他家軟骨細胞シートの研究開発を中心とした「戦略投資」資金、研究開発組織体制の強化に必要な人件費、細胞シート再生医療第1号製品の事業化推進資金、運転資金の確保を主目的として、第三者割当による転換社債及び新株予約権の発行による資金調達を実施することといたしました。当社は、本資金調達を通じて上述のような戦略的テーマに関する中長期的研究開発活動を安定的に推進・加速することにより中長期的な企業価値向上を図る方針であり、従って本資金調達は株主の皆様をはじめとするステークホルダー各位の利益に資するものと判断しております。

3. 資金調達方法の概要及び選択理由

上記「募集の目的及び理由」に記載したとおり、戦略分野への先行投資と安定的事業基盤の確立を同時並行で推進するためには、多額の資金が必要となります。一方、当社の事業はまだ先行投資段階であり、当面、研究開発費等の投下経費が収益を上回る状況が続く見込みです。

しかしながら、先行投資により赤字が続くことが想定される当社の財務状況を勘案すると、当社が金融機関による間接金融で資金を調達することは極めて難しいと考えられます。従って、医薬品開発を計画的に進め、安定的に事業計画を遂行するためにはエクイティ・ファイナンスによる資金調達に依拠せざるを得ない状況にあります。

そのため、昨年度新株予約権の第三者割当を実行し、さらにその後も当社株価推移及び株式市場環境を注視しながら、当社の事業や事業戦略を理解した上で事業構築を支援していただける新たなエクイティ・ファイナンスの割当予定先を対象にした第三者割当による新株や新株予約権付社債、新株予約権等の発行などあらゆる資金調達手段を検討してきました。

このような投資環境の下で、今回の割当予定先の業務執行組合員である株式会社ウィズ・パートナーズ(以下、「ウィズ・パートナーズ」といいます。)から、昨年12月に新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債を組み合わせた事業資金投資の提案があり、その検討を進めました。

その結果、当社が目指す戦略分野への先行投資と安定的事業基盤の確立を同時並行で推進し、あわせて製品価値や企業価値の最大化を実現させるためには、昨年以來比較的堅調に推移している株式市場環境を活用して資金を調達し、戦略分野への先行投資と細胞シート再生医療製品第1

号の事業化を促進することが必須であると判断するに至りました。下記のとおり様々な資金調達方法を比較検討した結果、具体的な資金調達手段としては、転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の組合せが株価に対する過度の下落圧力を回避することで既存株主の利益に配慮しつつ必要資金を調達して中長期的に企業価値の向上を目指すという当社のニーズを充足し得る現時点での最良の選択肢であると判断しました。

(1) 他の資金調達方法と比較した場合の特徴

- ① 公募増資あるいは第三者割当の方法による新株式の発行により資金調達を行う場合、一度に新株式を発行して資金調達が完了させることができる反面、1株当たりの利益の希薄化が一度に発生して新株予約権又は新株予約権付社債の発行と比べて株価への影響が大きくなる可能性が考えられます。一方、本件新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債を組み合わせた資金調達では、当社株式の株価・流動性の動向次第で実際の調達金額が当初想定されている金額を下回る可能性があるものの、希薄化懸念は相対的に抑制され、株価への影響の軽減が期待されます。
- ② 新株予約権だけに限定した資金調達の場合は、権利行使の状況に応じて一度に希薄化が起こることを避けることはできませんが、株価動向如何では当初想定していたタイミングでの資金調達ができない可能性や実際の調達金額が当初想定されている金額を下回る可能性があります。
- ③ 転換社債型新株予約権付社債だけに限定した資金調達の場合は、開発の進捗に応じて必要な額の資金を調達するという柔軟性を十分に確保することが困難になります。
- ④ 上述のとおり、当面先行投資による赤字が想定される当社の財務状況から金融機関からの間接金融で資金を調達することは極めて難しいと考えられます。

(2) 当社のニーズに応じ、配慮した点

① 株価への影響の軽減

- 行使価額及び転換価額は、割当予定先との協議の結果、本資金調達に係る取締役会の決議があったものとみなされた日（以下「取締役会決議日」といいます。）の前取引日（平成26年3月3日）の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値1,294円に固定することと決定いたしました。当該行使価額及び転換価額の決定については、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し、割当予定先と協議した上で総合的に判断いたしました。
- 本件の資本増強は、一度に調達予定総額に相当する新株を発行するものではなく、株価の動向等を踏まえ、転換社債の転換や新株予約権が行使されるため、新株発行の場合と比較して、当社株式の供給が一時的に行われ、株式需給が急速に変化することにより株価に大きな影響を与える事態を回避できます。

② 希薄化の抑制

- 行使価額及び転換価額は一定の金額で固定されており、下方修正されるものではなく、交付株式数が当初の予定よりも増加し、更なる希薄化が生じる可能性はありません。

- 本新株予約権および本転換社債型新株予約権の行使は、経時的に実行されるため、希薄化は、新株式のみを一度に発行する場合と比べて抑制できると考えられます。
- また、上記のとおり、当初の想定以上の希薄化が生じることはなく、逆に、株価の上昇局面においては本新株予約権及び本転換社債型新株予約権の円滑な行使が期待され、既存株主の利益に過度な影響が及ばない形での資金調達を実現することが可能になります。

③ 資本政策の柔軟性

本新株予約権については、当社の判断によりその全部または一部を取得することが可能であり、資本政策の柔軟性を確保できます。

④ 段階的・追加的な資金調達

本新株予約権付社債の発行により、短期的には無利息による資金調達を行うと共に、当社の開発進捗及び資金需要に応じて本新株予約権の行使により段階的・追加的に資金調達を行うことができます。

(3) その他配慮した点

① 転換社債型新株予約権付社債

本新株予約権付社債については、その特性上、当初は本社債の元本部分の払込みが行われて資金調達を実現できますが、本社債権者が本転換社債型新株予約権を行使しない場合は最終的には当社は社債元本を償還する義務を負い当該償還のための資金を調達する必要があります。ただし、株価が行使価額の一定以上（150%）に上昇した場合には、割当予定先との本契約に基づき、当社が本社債権者に対して本転換社債型新株予約権の行使を請求することができることとなっており、その場合には、社債の株式（資本勘定）への転換が進み、将来の償還金額が減少するとともに、負債が削減され、自己資本の強化が可能になります。

② 新株予約権

新株予約権の特性上、新株予約権者が保有する新株予約権を行使しない場合は、当該新株予約権に係る払込金額の払込みが行われなため、結果として実際の調達金額が当初想定していた調達金額を下回る可能性があります。特に、株価が行使価額よりも下落する局面においては本新株予約権の行使が期待し難くなりますが、既存株主保護の観点ではこれらは過度な希薄化の抑制及び株価への影響の軽減に資することになります。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額(円) (内訳) 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行 第12回新株予約権の発行 第12回新株予約権の行使	2,786,768,000円 500,000,000円 9,328,000円 2,277,440,000円
② 発行諸費用の概算額(円)	19,000,000円
③ 差引手取概算額(円)	2,767,768,000円

(注)

- 発行諸費用の内訳は、弁護士報酬費用3,000,000円、第三者委員会組成費用1,500,000円、新株予約権等算定評価報酬費用2,800,000円、反社会的勢力との関連性に関する第三者調査機関報酬費用260,000円、有価証券届出書作成費用440,000円、変更登記費用等11,000,000円を予定しております。
- 本新株予約権が行使期間中行使されない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少します。
- 本新株予約権の行使による払込みは、原則として新株予約権者の判断によるため、本新株予約権の行使により支払われる払込金額の総額は、本新株予約権の行使状況による影響を受けます。そのため、上記の差引手取概算額は将来的に変更される可能性があり、下記「(2) 調達する資金の具体的な使途」記載の調達資金の充当内容については、実際に調達する差引手取額に応じて、各事業への充当金額を適宜変更する可能性があります。

(2) 調達する資金の具体的な使途

【第1回新株予約権付社債の発行により調達する資金の具体的な使途】

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
① 研究開発資金	500	平成26年10月 ～平成27年9月

① 研究開発資金の主な内訳

次世代細胞シート再生医療パイプライン（他家軟骨再生シートなど）及び先端的シーズの研究開発費用340百万円、人件費160百万円

【第 12 回新株予約権の発行及び行使により調達する資金の具体的な用途】

具体的な用途	金額（百万円）	支出予定時期
① 運転資金	500	平成 27 年 1 月 ～平成 28 年 12 月
② 研究開発資金	1,767	平成 26 年 10 月 ～平成 29 年 12 月

① 運転資金の主な内訳

人件費 380 百万円、本社機能運営費用 120 百万円など

② 研究開発資金の主な内訳

次世代細胞シート再生医療パイプライン（他家軟骨再生シートなど）及び先端的シーズの研究開発費用 1,130 百万円、細胞シート再生医療第 1 号製品の事業化推進費用 220 百万円、人件費等に残額

(注)

1. 上記の用途及び金額は、現時点での当社の研究開発方針を前提として、現時点で入手し得る情報に基づき合理的に試算したものであります。このため、今後、当社が研究開発方針を変更した場合あるいは研究開発環境の変化があった場合など、状況の変化に応じて用途又は金額が変更される可能性があります。また、上記の支出予定時期は、研究開発が順調に進捗した場合を前提としており、今後の研究開発の進捗状況に応じて変更される可能性があります。
2. 調達資金を実際に支出するまでは、当該資金は銀行等の安全な金融機関において管理いたします。
3. 新株予約権の行使による払込みは、原則として新株予約権者の判断によるため、新株予約権の行使により調達する差引手取概算額は、新株予約権の行使状況により決定されます。このため、新株予約権の行使により調達する差引手取概算額に変更があり得ることから、上記の調達資金の充当内容は、実際の差引手取額に応じて、各事業への充当金額を適宜変更する場合があります。また、新株予約権の行使が進まず、新株予約権による資金調達が困難になった場合は、①手許資金の活用（従来想定していた資金用途の変更を含む）、②「戦略投資」対象研究開発計画の見直し、③提携企業との共同研究開発等による研究開発費用の分担、④公的補助金・助成金の獲得、⑤再生医療事業における契約金収入の充当、⑥研究開発対象の絞り込み等を行い、またその他の手段による資金調達についても検討を行ってまいります。

5. 資金用途の合理性に関する考え方

当社は、今回のファイナンスにより資金調達は、「4. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な用途」に記載する用途に充当することにより、当社の細胞シート再生医療における研究開発を進展させ、将来に向けて事業の拡大、収益向上及び財務基盤の強化を図ることが可能となり、企業価値及び株式価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

6. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

第1回新株予約権付社債の転換価額及び第12回新株予約権の行使価額につきましては、割当予定先であるウィズ・ヘルスケア PE 1号投資事業有限責任組合の業務執行組合員であるウィズ・パートナーズとの間での協議を経て、本資金調達に係る取締役会決議日の前取引日(平成26年3月3日)の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値 1,294 円を基準株価として、以下のとおりいたしました。

銘柄	転換価額又は行使価額並びにその算定根拠
第1回新株予約権付社債	1,294 円 (基準株価に 1.00 を乗じた金額)
第12回新株予約権	1,294 円 (基準株価に 1.00 を乗じた金額)

本資金調達の発行価額の算定方法について、取締役会決議日の前取引日終値を参考値として採用いたしましたのは、過去の特定期間における終値平均値にあつてはその時々々の経済情勢、株式市場を取り巻く環境、当社の経営・業績動向など様々な要因により株価が形成されていることから、過去1か月平均、3か月平均、6か月平均といった過去の特定期間の終値平均を参考とするよりも、平成26年2月14日付「平成25年12月期 決算短信」において公表した直近の期末決算の状況並びに平成26年2月14日付「中期経営計画(平成26年12月期～平成28年12月期)」の内容を踏まえて形成されていると考えられる取締役会決議日の前取引日終値を参考とすることが、当社の株式価値をより適正に反映していると判断したためであります。

なお、参考までに、第1回新株予約権付社債の転換価額及び第12回新株予約権の行使価額は、本件第三者割当に係る取締役会決議日の前営業日を基準とした過去6ヶ月間の当社普通株式の終値の平均株価 1,925 円に対し 48.8%のディスカウント、過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の平均株価 1,739 円に対し 34.4%のディスカウント、過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の平均株価 1,524 円に対し 17.8%のディスカウントとなっております。

当社は、第1回新株予約権付社債の発行条件並びに第12回新株予約権の発行価額の決定に当たっては、公正性を期すため、独立した第三者機関である株式会社プルータス・コンサルティングに対して価値算定を依頼し、一定の前提、すなわち、株価(取締役会決議日の前営業日の株価)、配当率(0%)、権利行使期間(第1回新株予約権付社債及び第12回新株予約権ともに4年間)、無リスク利率(0.142%)、株価変動性(73.24%)、当社及び割当予定先の行動として合理的に想定される仮定((イ)第1回新株予約権付社債については、割当予定先は当社株価が転換価額の125%を上回っている場合随時転換を行い取得した株式を市場において売却すること。(ロ)第12回新株予約権については、当社株価が行使価額を上回っている場合、随時権利行使を行い、市場への影響に留意して売却すること。(ハ)また、当社は、割当日以降当社普通株式の終値が行使価額の250%以上となった場合には、残存する第1回新株予約権付社債及び第12回新株予約権を早期償還条項及び取得条項に基づいて全て取得すること。)、その他発行条件及び割当予定先との間で締結する予定の本契約に定められた諸条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定しております。

その上で、当社は、第1回新株予約権付社債の実質的な対価(額面100円当たり100円)と

株式会社ブルータス・コンサルティングの算定した公正価値（額面 100 円当たり 97 円）を比較した上で、実質的な対価が公正価値を下回る水準ではなく、第 1 回新株予約権付社債の発行が特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。また、第 12 回新株予約権の発行価額は、公正価値と同等の、1 個当たりの払込金額を 26,500 円（1 株当たり 5.30 円）としており、適正かつ妥当な価額であり、有利発行には該当しないと判断いたしました。

以上のことから、当社は第 1 回新株予約権付社債及び第 12 回新株予約権の発行条件は、適正かつ妥当であり、有利発行には該当しないものと判断いたしました。また当社監査役全員（社外監査役 2 名を含む）は、下記の各点に鑑み、第 1 回新株予約権付社債及び第 12 回新株予約権の発行条件が特に有利な金額には該当しないと判断を妥当とする旨の意見を述べております。

- 本件発行においては、新株予約権付社債及び新株予約権の発行実務並びにこれらに関連する法律・財務問題に関する知識・経験が必要であると考えられ、株式会社ブルータス・コンサルティングがかかる専門知識・経験を有すると認められること。
- 株式会社ブルータス・コンサルティングは当社と顧問契約関係になく、当社経営陣から独立していると認められること。
- 株式会社ブルータス・コンサルティングは、一定の条件（株価、権利行使期間、無リスク利子率、株価変動性、当社及び割当予定先の行動として合理的に想定される仮定、平均売買出来高、割引率、その他第 1 回新株予約権付社債及び第 12 回新株予約権の発行条件及び割当予定先との間で締結する予定の契約に定められた諸条件）の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していること。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

- ① 第 1 回新株予約権付社債に付された新株予約権の行使により新たに発行される予定の株式数は最大で 386,398 株であります。また、第 1 回新株予約権付社債については、平成 27 年 3 月 20 日以降、当社の判断により残存している当該新株予約権付社債の全部又は一部を繰上償還することが可能であり、希薄化を抑制できる仕組みになっております。
- ② 第 12 回新株予約権の行使により発行される予定の株式数は最大で 1,760,000 株であります。第 12 回新株予約権については、当社の判断により残存している当該新株予約権の全部を取得することが可能となっており、希薄化を抑制できる仕組みになっております。
- ③ 上記のとおり、第 1 回新株予約権付社債及び第 12 回新株予約権に係る潜在株式数は、それぞれ 386,398 株、1,760,000 株、合計 2,146,398 株となっており、これは平成 26 年 1 月 31 日現在の発行済株式総数 8,674,419 株（総議決権数 86,702 個）に対して、合計 24.74%（議決権比率 24.75%）の割合で希薄化が生じます。しかし、長期かつ安定的な投資資金を調達し、財務基盤を強化することによって、自社主導で開発プロジェクトを計画的に推進し、製品価値の向上を図ることを目的とする今回の第三者割当による第 1 回新株予約権付社債及び第 12 回新株予約権の募集は、当社の企業価値及び株式価値の向上を図るためには必要不可欠な規模及び数量であると考えております。

7. 割当先予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

ウィズ・ヘルスケア PE 1 号投資事業有限責任組合

名称	ウィズ・ヘルスケア PE 1 号投資事業有限責任組合	
所在地	東京都港区愛宕二丁目 5 番 1 号 愛宕グリーンヒルズ MORI タワー 36 階	
設立根拠等	投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成 10 年法律第 90 号、その後の改正を含む。)	
組成目的	高齢化の進展、医療費の増大、癌をはじめとする難治性疾患の克服、といった日本を含めた先進国の社会、生活環境を脅かす問題を解決し、尊い命を守り、より健やかな生活を実現するために、独創的な科学上の発見や技術革新をもとに医薬品開発を進める企業に投資をすることを目的として本組合は組成されました。	
組成日	平成 23 年 4 月 28 日	
出資額の総額	5,320,000,000 円	
主たる出資者及び出資比率	1. 37.59% 独立行政法人中小企業基盤整備機構 ※上記以外に 10%以上の出資者はありません。 2. 6.95% ウィズ・パートナーズ (本組合の業務執行組合員です。)	
業務執行組合員の概要	名称	株式会社ウィズ・パートナーズ
	所在地	東京都港区愛宕二丁目 5 番 1 号 愛宕グリーンヒルズ MORI タワー 36 階
	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 CEO 安東 俊夫
	事業内容	1. 国内外のライフサイエンス (バイオテクノロジー) 分野・IT (情報通信) 分野などを中心とした企業に対する投資・育成 2. 投資事業組合の設立及び投資事業組合財産の管理・運用 3. 経営全般に関するコンサルティング 4. 第二種金融商品取引業、投資助言・代理業、投資運用業
	資本金	1 億円
上場会社と当該ファンドとの間の関係	上場会社と当該ファンドとの間の関係	当社並びに当社の関係者及び関係会社から当該ファンドは直接・間接問わず出資はありません。
	上場会社と業務執行組合員との間の関係	当社と当該ファンドの業務執行組合員との間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。また、当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該ファンドの業務執行組合員並びに当該ファンドの業務執行組合員の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。

(2) 割当予定先の選定理由

当社の複数の開発品を他社との提携に依存せず開発していくためには、今後数年間にわたって相応の研究開発資金が必要となります。

当社は、従前から、バイオ・ヘルスケア部門に精通し、当社の事業方針及び今後の事業展開について賛同・協力いただける先を探索してまいりました。併せて、当社の事業戦略を理解し、事業構築を支援していただける先を割当対象とする第三者割当による資金調達手段を検討してまいりました。

このような中で、今回の割当予定先の業務執行組合員であるウィズ・パートナーズから、転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権を組み合わせた投資提案があり、その検討を進めてきた次第です。

今回の割当予定先であるウィズ・ヘルスケア PE 1 号投資事業有限責任組合は、同ファンドの業務執行組合員であるウィズ・パートナーズが創設したファンドであります。ファンド自体は純投資を目的としているものの、業務執行組合員であるウィズ・パートナーズは、日本におけるバイオベンチャー黎明期である平成 11 年よりバイオ・ヘルスケア分野への投資を本格的に開始し、また国内外（日本、米国、ドイツ、フランス、イスラエル、韓国等）の投資先 30 社程度への投資実績を残してきております。このように、ウィズ・パートナーズは、バイオ・ヘルスケア分野への投資において豊富な実績を有しており、また経営幹部の専門性につきましても、当社は略歴、面談等を通じてバイオ・ヘルスケア産業並びに事業経営等に精通していることを確認しております。さらに、経営状況につきましても、金融商品取引業者（関東財務局（金商）第 2590 号）に登録されていることに加え、財政面でも有利子負債がなく資本も充実していること等から、独立系のファンドとして高い信用と安定した経営基盤を持つ会社であると考えております。

同社の運営するファンドのうち、ウィズ・ヘルスケア PE 1 号投資事業有限責任組合の組成目的は、同組合契約書によれば、「尊い命を守り、より健やかな生活を実現するために、独創的な科学上の発見や技術革新をもとに医薬品開発を進める企業に投資をすること」であり、当社の事業内容及び事業方針はこの組成目的に合致することから、当社は当ファンドを割当予定先として選択いたしました。

ウィズ・パートナーズは、当社の事業戦略とその推進のための安定資金確保の必要性について深いご理解をいただいております。加えて、当社の企業価値をさらに高めるため、同社が有する国内外の幅広いネットワークを活用した製薬企業等とのアライアンス、当社とシナジー効果のある技術や新規開発品の探索あるいは IR を含めた経営面でのサポートを行っていただくことを予定しております。

(3) 割当予定先の保有方針

割当予定先であるウィズ・ヘルスケア PE 1 号投資事業有限責任組合は、生命及び健康な生活に資する企業の価値向上を主たる利益の対象として組成され、当社に対する投資については、当社の医薬品開発の資金に充当するほか、同ファンドの業務執行組合員であるウィズ・パートナーズを通して製薬企業等との業務提携等、当社の企業価値向上に資する施策の支援をいただく予定であります。割当予定先は原則として取得した当社株式を中長期保有する意思を有しておらず、市場動向、投資家の需要、提携先の意向等を勘案しながら売却するとの方針であることを、また、単なる投資の回収を目的として新株式を市場で売却するのではなく、当社と事業上のシナジー効果が見込まれる先あるいは当社の安定株主となり得る先への譲渡を可能な限り模索し、資本構成の最適化を通じて、株式市場における評価を高めていく目標である旨、口頭で確認しております。ただし、割当予定先は、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、市場への影響に十分配慮しつつ、インサイダー取引規制なども考慮した上で、保有株式を市場

において売却する可能性があります。割当予定先の業務執行組合員であるウィズ・パートナーズは、当社の事業開発に協力する過程において、一定の期間、インサイダー取引規制に服することから、株式市場での売却機会は限定されているものと当社は考えております。

なお、当社と割当予定先の業務執行組合員であるウィズ・パートナーズとの間で締結する本契約には、以下の条項が含まれております。

- ① 当社は、本払込日から4年間、又は割当予定先が第1回新株予約権付社債及び第12回新株予約権もしくは当社の普通株式の全部もしくは一部を保有している間のいずれか短い期間において、以下の事項を決定又は承認しようとする場合には、事前に(当社の取締役会又は株主総会により承認を行う場合は、かかる取締役会及び株主総会のいずれの開催より前をもって「事前」とする。本条において、以下同じ。)、ウィズ・パートナーズとの間で協議を行い、かつ、同社の書面による承認を得なければならない。
 - i. 組織再編行為(当社が消滅会社となる合併、又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転、又は吸収分割若しくは新設分割)
 - ii. 解散又は破産、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始若しくはその他の倒産手続開始の申立て
 - iii. 当社の株式等を対象とする公開買付に関する意見表明
- ② 当社は、本契約締結日から4年間、又は割当予定先が第1回新株予約権付社債及び第12回新株予約権もしくは当社の普通株式の全部もしくは一部を保有している間のいずれか短い期間において、以下の各号のいずれかに該当する場合で、株式(種類を問わない。)及び新株予約権(目的である株式の種類を問わない。)の発行を決定しようとする場合には、事前に、ウィズ・パートナーズとの間で協議を行い、かつ、ウィズ・パートナーズの書面による承認を得なければならない。
 - i. ウィズ・パートナーズが当社に対し追加の投資を提案しそれを撤回していない場合に、ウィズ・パートナーズが当社に対し提案する当該追加投資の条件よりも以下のいずれかに該当する他社にとって有利な条件でありかつ以下のいずれかに該当する条件で投資を行う提案が他社からあるとき。
 - a. 株式の発行価格、新株予約権付社債の転換価額、又は新株予約権の行使価額が低いこと
 - b. 担保付新株予約権付社債であること
 - ii. 転換価額修正条項付の新株予約権付社債又は行使価額修正条項付の新株予約権を発行する場合。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先の払込みに要する財産の存在については、ウィズ・パートナーズから、ウィズ・ヘルスケア PE 1号投資事業有限責任組合は平成26年3月3日現在で運用余力総額が5.9億円ある旨の報告を受けております。なお、ウィズ・ヘルスケア PE 1号投資事業有限責任組合の組合契約では、その出資の方法がキャピタル・コールによるもので、本資金調達の発表後に資金を同ファンドの各投資家に請求することとなっております。当社は、同ファンドの投資家の名

称及びその出資約束金額、並びにかかるキャピタル・コールを含む契約諸条件、本日以前の同ファンドの各投資家のキャピタル・コールの履行状況、ウィズ・パートナーズについては同社の預金残高により出資に要する資金を保有していることを確認しております。

以上により、第1回新株予約権付社債発行に係る払込金額及び第12回新株予約権発行に係る払込金額相当分の払込みに支障はないと判断しております。

(5) 割当予定先の実態

当社は、割当予定先の業務執行組合員であるウィズ・パートナーズ及びその代表者が、暴力団等の反社会的勢力であるか否か、及び反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者調査機関である株式会社トクチョーに調査を依頼し、照合を行った結果、反社会的勢力との関係が疑われる旨の該当報告はありませんでした。ウィズ・ヘルスケア PE1号投資事業有限責任組合の主たる出資者についても、独立行政法人中小企業基盤整備機構については、同機構ホームページの「中小企業基盤整備機構「反社会的勢力に対する基本方針」について」により、反社会的勢力とは一切関係を持たず、反社会的勢力の不当な要求に対しては組織全体として断固たる姿勢で拒絶し、法的対応を行う方針である旨確認いたしました。また、その他の出資者についても、株式会社トクチョーに調査を依頼し、照合を行った結果、反社会的勢力との関係が疑われる旨の該当報告はありませんでした。

なお、当社は、割当予定先関係者が暴力団等とは一切関係がないことを確認している旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

8. 募集後の大株主及び持株比率

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合 (%)	割当後の所有株式数 (株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合 (%)
ウィズ・ヘルスケア PE 1号投資事業有限責任組合	東京都港区愛宕二丁目5番1号	—	—	2,146,398	19.84
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	450,200	5.19	450,200	4.16
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	310,600	3.58	310,600	2.87
ファストトラックイニシアティブ1号投資事業有限責任組合	東京都文京区本郷四丁目1番4号	290,000	3.34	290,000	2.68
大日本印刷株式会社	東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号	147,100	1.70	147,100	1.36
オリンパス株式会社	東京都渋谷区幡ヶ谷二丁目43番2号	147,000	1.70	147,000	1.36
岡野 光夫	千葉県市川市	138,000	1.59	138,000	1.28
長谷川 幸雄	千葉県市川市	136,000	1.57	136,000	1.26
小池 克昌	埼玉県深谷市	132,000	1.52	132,000	1.22
松井証券株式会社	東京都千代田区麴町1丁目4番	130,800	1.51	130,800	1.21
計	—	1,881,700	21.70	4,028,098	37.24

(注)

1. 募集前の所有議決権数の割合は、平成25年12月31日現在の議決権数に、平成26年1月31日までに行使された新株予約権505,000株を単元株式数(100株)で除した数(5,050個)を加算して算出しております。
2. 募集後の所有議決権数の割合は、募集前の議決権数をもとに、第1回新株予約権付社債及び第12回新株予約権が全て転換及び行使されかつ売却されずにそのまま保有された場合に増加する株式を加えて算出しております。

9. 今後の見通し

現時点では、平成 26 年 2 月 14 日付決算短信における平成 26 年 12 月期の通期連結業績予想に変更はありません。

なお、当社は今回の調達資金を「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することが今後の事業拡大及び収益の向上を図るために不可欠な財務体質の強化につながるものと考えておりますが、今回の調達資金を予定使途に従って活用した結果として業績に対する影響が生じた場合には直ちに開示いたします。

10. 企業行動規範上の手続きに関する事項

第 1 回新株予約権付社債に付された新株予約権及び第 12 回新株予約権の行使により発行される株式数の最大数（2,146,398 株）は、平成 26 年 1 月 31 日現在の発行済株式総数 8,674,419 株（総議決権数 86,702 個）に対して合計 24.74%（議決権比率 24.75%）となることが見込まれます。

第 10 回・第 11 回新株予約権の発行（以下「直近の第三者割当」といいます。）と第 1 回新株予約権付社債及び第 12 回新株予約権の発行（以下「本第三者割当」といいます。）を合算した場合、第 1 回新株予約権付社債に付された新株予約権及び第 12 回新株予約権の行使により発行される株式数の最大数（2,146,398 株）と直近の第三者割当により発行された株式数（1,674,000 株）とを合算した合計は 3,820,398 株となり、直近の第三者割当の直前日（平成 25 年 9 月 1 日）現在の発行済株式総数 7,000,419 株（総議決権数 70,004 個）に対して合計 54.57%（議決権比率 54.60%）となることが見込まれます。希薄化率が 25%以上となることを見込まれることから、東京証券取引所の有価証券上場規程第 432 条に基づき、独立第三者からの意見の入手または株主の意思確認のいずれかの手続きを要することとなります。

当社は、直近の第三者割当との関連性も踏まえ、本第三者割当の必要性及び相当性に関する当社の経営者から一定程度独立した者による意見を入手するため、当社から独立した弁護士（中村・角田・松本法律事務所山田和彦氏）及び当社社外監査役 2 名（弁護士澤井憲子氏、公認会計士山口十思雄氏）の計 3 名で構成される第三者委員会（以下「本委員会」といいます。）を設置し、本第三者割当が当社にとって必要性及び相当性を有しているかを検討し、意見を述べることを諮問しました。

当社は、本委員会に対して、当社の事業及び再生医療業界の現状、当社の財務状況、本第三者割当取引検討の経緯、今回の割当予定先の選定理由、割当予定先と締結する投資契約の内容、資金使途の概要、資金調達手段の相当性、本第三者割当の払込金額、本第三者割当による希薄化の規模並びにその他必要と思われる事項等に関して当社の見解を説明するとともに、本委員会からの質問に対して回答を行いました。本委員会は、当社からの上記説明・回答を踏まえ、慎重に審議・検討を行いました。

その結果、本委員会は、平成 26 年 3 月 4 日付で当社の取締役会に対して、一定の前提の下に、①当社を取り巻く環境動向を踏まえた当社の中期経営計画と、将来収益の柱を育てるべく、中長期的な「戦略投資」として、「他家細胞」を原料とする「軟骨再生シート」の研究開発に新たに着手しこれを推進するべきとの当社の経営方針について、一見して不合理な点は認められないこと、②割当予定先の業務執行組合員であるウィズ・パートナーズのバイオ・ヘルスケア分

野への投資実績及び企業価値向上を目指した経営面でのサポートに期待して、当社がウィズ・ヘルスケア PE 1 号投資事業有限責任組合を割当予定先として選定した判断のプロセス及びその内容に、一見して著しく不合理な点は認められないこと、③本第三者割当により調達予定の資金について、当社には、一定程度具体的な充当計画が存するものと認められ、これらの資金使途が一見して不合理であると認められる事情もなく、当社には資金調達の必要性があると思料されること、④当社の財務状況や株価への影響可能性等に照らすと他の資金調達手段ではなく本第三者割当の方法を選択することに相当性が認められること、⑤第三者算定機関による価値算定などに基づく発行条件等の決定プロセスに一見して不合理な点は見当たらないこと、⑥旺盛な資金需要を背景として、本第三者割当により一時的な株式の希薄化は見込まれるものの、中長期的な観点からは既存株主の利益につながるとの当社の判断が一見して著しく不合理であるとみられる事情は見当たらず、希薄化の規模が格別不合理であるとは認められないこと等に鑑み、本第三者割当による資金調達について、必要性及び相当性を認める旨の意見書を提出しております。

当社取締役は、本委員会から提出された意見を最大限尊重して、当社企業価値・株主価値の向上、本第三者割当に係る発行条件の公正性の確保などの観点から慎重な検討を行い、上述の内容の判断に基づき本第三者割当を行うことに同意いたしました。

1 1. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

	平成 23 年 12 月期	平成 24 年 12 月期	平成 25 年 12 月期
連結売上高	86 百万円	75 百万円	105 百万円
連結営業利益	△1,418 百万円	△846 百万円	△534 百万円
連結経常利益	△1,358 百万円	△842 百万円	△581 百万円
連結当期純利益	△1,442 百万円	△913 百万円	△584 百万円
1 株当たり連結当期純利益	△270.06 円	△161.78 円	△81.75 円
1 株当たり配当金	－円	－円	－円
1 株当たり連結純資産	97.55 円	15.22 円	309.70 円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成 26 年 3 月 4 日）

	株式数	発行済株式総数に対する比率
発行済株式数	8,674,419 株	100%
潜在株式数	99,500 株	1.1%

(3) 最近の株価の状況

① 最近 3 年間の状況

	平成 23 年 12 月期	平成 24 年 12 月期	平成 25 年 12 月期
始 値	955 円	735 円	664 円
高 値	2,190 円	1,115 円	4,475 円
安 値	693 円	498 円	658 円
終 値	730 円	661 円	1,840 円

② 最近 6 ヶ月の状況

	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月
始 値	1,680 円	2,400 円	2,056 円	1,944 円	1,855 円	1,970 円
高 値	2,399 円	2,600 円	2,190 円	2,100 円	2,400 円	1,999 円
安 値	1,650 円	2,050 円	1,858 円	1,712 円	1,652 円	1,291 円
終 値	2,318 円	2,089 円	1,946 円	1,840 円	2,020 円	1,395 円

③ 発行決議日前営業日株価

	平成 26 年 3 月 3 日
始 値	1,372 円
高 値	1,378 円
安 値	1,250 円
終 値	1,294 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

● 第三者割当による第4回乃至第8回新株予約権

割当日	平成23年10月4日
資金調達額	985,742,000円（差引手取概算額）
発行価額	新株予約権1個につき173,600円
募集時における発行株式数	5,325,000株
当該募集による潜在株式数	746,100株（当初行使価額における潜在株式数）
割当先	野村証券株式会社に対する第三者割当方式
現時点における行使状況	行使済株式数 414,174株（残存新株予約権数 13個） （注）当該新株予約権は、平成24年12月27日に残存する新株予約権の全部（13個）を取得し、消却しております。
発行時における当初の資金使途・支出予定時期	上記差引手取概算額985,742,000円については、平成23年12月期における細胞シート再生医療事業及び再生医療支援事業の研究開発資金に30,000,000円、平成23年12月期における欧米を中心とした細胞シート再生医療事業の立上げ及び当社グループ事業の世界展開体制構築へ向けた必要な人材の採用・育成などに必要となる運転資金に170,000,000円、平成24年12月期における細胞シート再生医療事業及び再生医療支援事業の研究開発資金に70,000,000円、平成24年12月期における欧米を中心とした細胞シート再生医療事業の立上げ及び当社グループ事業の世界展開体制構築へ向けた必要な人材の採用・育成などに必要となる運転資金に400,000,000円、平成25年12月期の細胞シート再生医療事業及び再生医療支援事業における研究開発資金に70,000,000円、残額を平成25年12月期における欧米を中心とした細胞シート再生医療事業の立上げ及び当社グループ事業の世界展開体制構築へ向けた必要な人材の採用・育成などに必要となる運転資金に充当します。
現時点における充当状況	当該新株予約権の権利行使に係る資金調達額は350,000,000円であり、平成23年12月期及び平成24年12月期における細胞シート再生医療事業及び再生医療支援事業の研究開発資金に114,000,000円、平成23年12月期及び平成24年12月期における欧米を中心とした細胞シート再生医療事業の立上げ及び当社グループ事業の世界展開体制構築へ向けた必要な人材の採用・育成などに必要となる運転資金に残額を充当しております。

● 第三者割当による新株式発行

割当日	平成24年12月27日
資金調達額	157,600,656円（差引手取概算額）
発行価額	1株につき668円
募集時における発行済株式数	5,739,174株
当該募集による発行株式数	254,492株
募集後における発行済株式数	5,993,666株
割当先	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に対する第三者割当方式
発行時における当初の資金使途・支出予定時期	上記差引手取概算額157,600,656円については、平成25年1月から平成25年3月における運転資金に105,000,000円、研究開発資金に残額を充当いたします。

現時点における充当状況	当該第三者割当による新株式の発行による資金調達額は157,600,656円であり、平成25年1月から平成25年3月における運転資金に105,000,000円、研究開発資金に残額を充当いたしました。
-------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------

● 第三者割当による第9回新株予約権

割当日	平成24年12月27日
資金調達の額	619,037,700円（差引手取概算額）
発行価額	新株予約権1個につき5,300円
募集時における発行済株式数	5,993,666株
当該募集による潜在株式数	973,500株
募集後における発行済株式数	6,967,166株
割当先	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に対する第三者割当方式
現時点における行使状況	行使済株式数973,500株（残存新株予約権数 0個）
発行時における当初の資金使途・支出予定時期	上記差引手取概算額619,037,700円については、平成25年4月から平成26年11月における運転資金に375,000,000円、研究開発資金に残額を充当いたします。
現時点における充当状況	当該新株予約権の権利行使に係る資金調達額は619,037,700円であり、平成25年3月から平成26年1月における運転資金に281,000,000円、研究開発資金に255,000,000円を充当いたしました。

第三者割当による第10回新株予約権

割当日	平成25年9月2日
資金調達の額	523,455,354円（差引手取概算額）
発行価額	新株予約権1個につき1,909,421円
募集時における発行済株式数	7,000,419株
当該募集による潜在株式数	274,000株
募集後における発行済株式数	7,274,419株
割当先	UBS AG ロンドン支店に対する第三者割当方式
現時点における行使状況	行使済株式数274,000株（残存新株予約権数 0個）
発行時における当初の資金使途・支出予定時期	上記差引手取概算額523,455,354円については、平成25年8月から平成26年12月における細胞受託加工業の立上げ準備・運営費用資金に238,000,000円、その人件費に残額を充当いたします。
現時点における充当状況	当該新株予約権の権利行使に係る資金調達額は523,455,354円です。現在、充当状況として該当事項はございません。

- 第三者割当による第 11 回新株予約権

割当日	平成 25 年 9 月 2 日
資金調達額	2,578,885,000 円 (差引手取概算額)
発行価額	新株予約権 1 個につき 12,500 円
募集時における発行済株式数	7,000,419 株
当該募集による潜在株式数	1,400,000 株
募集後における発行済株式数	8,674,419 株
割当先	UBS AG ロンドン支店に対する第三者割当方式
現時点における行使状況	行使済株式数 1,400,000 株 (残存新株予約権数 0 個)
発行時における当初の資金使途・支出予定時期	上記差引手取概算額 2,578,885,000 円については、平成 27 年 1 月から平成 28 年 12 月における運転資金に 645,000,000 円、平成 26 年 1 月から平成 28 年 12 月における研究開発資金に残額を充当いたします。
現時点における充当状況	当該新株予約権の権利行使に係る資金調達額は 2,578,885,000 円です。現在、充当状況として該当事項はございません。

1 2. 発行要項

本新株予約権の発行要項につきましては、末尾に添付される別紙「株式会社セルシード第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債発行要項」及び「株式会社セルシード第 12 回新株予約権発行要項」をご参照下さい。

**株式会社セルシード第1回無担保転換社債型新株予約権付社債
発行要項**

本要項は、株式会社セルシード（以下、「**当社**」という。）が平成26年3月4日に会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づく取締役会決議に代わる書面決議により平成26年3月20日に発行する株式会社セルシード第1回無担保転換社債型新株予約権付社債にこれを適用する。

1. 募集社債の名称 株式会社セルシード第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、「**本新株予約権付社債**」といい、そのうち社債のみを「**本社債**」、新株予約権のみを「**本新株予約権**」という。）
2. 募集社債の総額 金5億円（額面総額5億円）
3. 各募集社債の金額 金25百万円の1種
4. 各募集社債の払込金額 金25百万円（額面100円につき金100円）
5. 各新株予約権の払込金額 本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
6. 新株予約権付社債の券面 本新株予約権付社債については、社債券及び新株予約権証券を発行しない。
なお、本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本社債又は本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
7. 利率 本社債には利息を付さない。
8. 申込期日 平成26年3月20日
9. 申込取扱場所 株式会社セルシード 人事総務部
10. 本社債の払込期日 平成26年3月20日
11. 本新株予約権の割当日 平成26年3月20日
12. 募集の方法
第三者割当の方法により、本新株予約権付社債の全部をウィズ・ヘルスケア PE 1号投資事業有限責任組合に割り当てる。
13. 物上担保・保証の有無
本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
14. 社債管理者の不設置
本新株予約権付社債は、会社法第702条ただし書及び会社法施行規則第169条の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。
15. 財務上の特約
 - (1) 担保提供制限
当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後に当社が今後国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債（会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であつて、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新

株予約権の内容とされたものをいう。)に担保付社債信託法に基づき担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも同法に基づき同順位の担保権を設定する。当社が、本新株予約権付社債のために担保権を設定する場合には、当社は、直ちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。

(2) その他の条項

本新株予約権付社債には担保切替条項等その他一切の財務上の特約は付されていない。

16. 償還の方法

(1) 本社債は、平成30年3月20日(以下、「償還期限」という。)にその総額を額面100円につき金100円で償還する。

(2) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、償還期限までの期間、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還すべき日の2週間以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、以下に記載の割合を残存する本新株予約権付社債の全部又は一部の額面金額に乗じた金額で繰上償還することができる。

① 平成26年3月20日から平成27年3月19日までの期間： 101.5%

② 平成27年3月20日から平成28年3月19日までの期間： 103.0%

③ 平成28年3月20日から平成29年3月19日までの期間： 104.5%

④ 平成29年3月20日から平成30年3月19日までの期間： 106.0%

(3) 本新株予約権付社債の社債権者は、本新株予約権付社債の発行後、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は取締役会)で承認された場合(以下、「組織再編行為」という。)、その選択により、当該組織再編行為効力発生日(当該組織再編行為の日又は当該組織再編行為により企図されている組織再編の効力発生日のいずれか遅い方の日をいう。以下、同じ。)の15営業日前までに事前通知を行った上で、当該通知により指定した償還日(当該組織再編行為効力発生日より前の日とする。)に、その保有する本新株予約権付社債の全部又は一部の額面金額に本項第(2)号に記載の割合に乗じた金額で繰上償還することを当社に請求する権利を有する。

(4) 本新株予約権付社債の社債権者は、平成27年3月20日以降、その選択により、当社に対して、償還すべき日の2週間以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その保有する本新株予約権付社債の全部又は一部を額面100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。

(5) 本項に基づき本新株予約権付社債を償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

17. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合は、本社債について期限の利益を喪失する。当社は、本社債について期限の利益を喪失した場合、本社債権者(本新株予約権付社債を保有する者をいう。以下、同じ。)に対し直ちにその旨を公告する。

- (1) 当社が、いずれかの本社債につき、本要項第 15 項第(1)号又は第 16 項の規定に違背し、30 日以内にその履行をすることができないとき。
 - (2) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
 - (3) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が 1 億円を超えない場合はこの限りではない。
 - (4) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てをし、又は取締役会において解散（新設合併若しくは吸収合併の場合で、本新株予約権付社債に関する義務が新会社若しくは存続会社へ承継され、本社債権者の利益を害さないと認められる場合を除く。）の決議を行ったとき。
 - (5) 当社が、破産手続開始決定、民事再生手続開始決定若しくは会社更生手続開始決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。
 - (6) 当社の事業経営に不可欠な資産に対し強制執行、仮差押若しくは仮処分がなされたとき、競売（公売を含む。）の申立てがあったとき若しくは滞納処分としての差押えがあったとき、又はその他の事由により当社の信用を著しく害する事実が生じたとき。
18. 本社債に付する新株予約権の数
各本社債に付する本新株予約権の数は 1 個とし、合計 20 個の本新株予約権を発行する。
19. 本新株予約権の内容
- (1) 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数の算定方法
本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「**交付**」という。）する数は、行使請求に係る本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を本項第(3)号記載の転換価額（ただし、本項第(4)号乃至第(8)号の定めるところに従い調整された場合は調整後の転換価額）で除して得られる最大整数とする。ただし、行使により生じる 1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
 - (2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその払込金額と同額とする。
 - (3) 転換価額
本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するに当たり用いられる 1 株当たりの額（以下、「**転換価額**」という。）は、1,294 円とする。
 - (4) 転換価額の調整
当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、本項第(5)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、

次に定める算式（以下、「**転換価額調整式**」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

(5) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(7)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下、同じ。）の翌日以降又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てにより当社普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- ③ 本項第(7)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され若しくは取得を請求できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行（無償割当ての場合を含む。）する場合

調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下、「**取得請求権付株式等**」という。）の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を適用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は割当日）以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日（基準日を定めない場合には効力発生日）の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に対して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたもの

とみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

- ④ 本号①乃至③の各取引において、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、無償割当ての効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。なお、株式の交付については本項第(17)号を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前転換価額により当該} \times \text{期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

- (6) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満に留まる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (7) ① 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ② 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。気配値表示を含む。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
- (8) 本項第(5)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本社債権者と協議の上、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本金の減少、合併、会社法第762条第1項に定められた新設分割、会社法第757条に定められた吸収分割、株式交換又は株式移転のために転換価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- ③ 当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。

- ④ 転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (9) 本項第(4)号乃至第(8)号により転換価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに本新株予約権付社債の社債権者に通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- (10) 本新株予約権を行使することができる期間
平成 26 年 3 月 20 日から平成 30 年 3 月 19 日までとする。ただし、①当社の選択による本新株予約権付社債の繰上償還の場合は、償還日の前営業日まで、②期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時まで、③本社債権者の選択による本新株予約権付社債の繰上償還の場合は、償還日の前営業日までとする。上記いずれの場合も、平成 30 年 3 月 19 日より後に本新株予約権を行使することはできない。
- (11) その他の本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできない。
- (12) 本新株予約権の取得の事由及び取得の条件
取得の事由及び取得の条件は定めない。
- (13) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 1 株の発行価格
本新株予約権の行使により発行する当社普通株式 1 株の発行価格は、行使に係る本社債の払込金額の総額を、本項第(1)号記載の株式の数で除した額とする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。また、本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。
- (14) 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由及び転換価額の算定理由
本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本要項及び割当予定先との間で締結する予定の契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として独立した第三者機関の評価報告書の評価結果及び本社債の利率、繰上償還、発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘

案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととし、当初の転換価額は1,294円とした。

- (15) 新株予約権の行使請求の方法
本新株予約権を行使請求しようとする本社債権者は、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、本項第(10)号記載の行使期間中に、本項第(18)号記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
- (16) 新株予約権行使の効力発生時期
行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が本項第(18)号記載の行使請求受付場所に到着した日に発生する。
- (17) 株式の交付方法
当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに社債、株式等の振替に関する法律第130条第1項及びその他の関係法令に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。
- (18) 本新株予約権の行使請求受付場所
株式会社セルシード 人事総務部
東京都新宿区原町三丁目6-1番
20. 償還金支払事務取扱者（償還金支払場所）
株式会社セルシード 人事総務部
東京都新宿区原町三丁目6-1番
21. 本社債権者に通知する場合の公告の方法
本社債権者に対して公告する場合は、当社の定款所定の方法によりこれを公告する。ただし、法令に別段の定めがある場合を除き、公告の掲載に代えて各本社債権者に直接書面により通知する方法によることができる。
22. 社債権者集会に関する事項
 - (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも3週間前に本社債の社債権者集会を開く旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告する。
 - (2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
 - (3) 本社債総額（償還済みの額を除く。）の10分の1以上を保有する本社債権者は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本社債の社債権者集会の招集を請求することができる。
23. 費用の負担
以下に定める費用は、当社の負担とする。
 - (1) 第21項に定める公告に関する費用
 - (2) 第22項に定める社債権者集会に関する費用
24. 譲渡制限
本新株予約権付社債の譲渡には当社取締役会の承認を要するものとする。
25. その他

- (1) その他本新株予約権付社債の発行に関して必要な事項は当社代表取締役社長に一任する。
- (2) 本新株予約権付社債の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。
- (3) 会社法その他の法律の改正等により、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講ずる。

**株式会社セルシード第 12 回新株予約権
発行要項**

本要項は、株式会社セルシード（以下、「**当社**」という。）が平成 26 年 3 月 4 日に会社法第 370 条及び当社定款第 26 条の規定に基づく取締役会決議に代わる書面決議により平成 26 年 3 月 20 日に発行する株式会社セルシード第 12 回新株予約権にこれを適用する。

1. 新株予約権の名称 株式会社セルシード第 12 回新株予約権（以下、「**本新株予約権**」という。）

2. 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、その総数は、1,760,000 株とする（本新株予約権 1 個の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「**交付**」という。）する数（以下、「**交付株式数**」という。）は、5,000 株とする。）

ただし、本項第(2)号乃至第(4)号により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的となる株式の総数も調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が第 11 項及び第 12 項の規定に従って、行使価額（第 10 項に定義する。）の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。ただし、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項及び第 12 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

(3) 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 12 項及び第 15 項による行使価額の調整に関し、各調整事由毎に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、調整後交付株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権の新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

- | | |
|------------------|-------------------------------------------------|
| 3. 本新株予約権の総数 | 352 個 |
| 4. 各本新株予約権の払込金額 | 本新株予約権 1 個当たり金 26,500 円 (5.30 円/株; 行使価額の 0.41%) |
| 5. 新株予約権の払込金額の総額 | 金 9,328,000 円 |
| 6. 申込期日 | 平成 26 年 3 月 20 日 |
| 7. 割当日及び払込期日 | 平成 26 年 3 月 20 日 |
| 8. 申込取扱場所 | 株式会社セルシード 人事総務部 |

9. 募集の方法及び割当先 第三者割当の方法により、本新株予約権の全部をウィズ・ヘルスケア PE1 号投資事業有限責任組合に割り当てる。

10. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（以下に定義する。）に当該行使に係る本新株予約権の交付株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により、当社が当社普通株式を交付する場合における株式 1 株当たりの出資される財産の価額（以下、「**行使価額**」という。）は、1,294 円とする。ただし、行使価額は第 11 項の定めるところに従い調整されるものとする。

11. 行使価額の調整

当社は、当社が本新株予約権の発行後、第 12 項に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「**行使価額調整式**」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

12. 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (1) 第 14 項第(2)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下、同じ。）の翌日以降又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- (2) 当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てにより当社普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- (3) 第 14 項第(2)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され若しくは取得を請求できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行（無償割当ての場合を含む。）する場合

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下、「**取得請求権付株式等**」という。）の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は割当日）以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日（基準日を定めない場合には効力発生日）の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に対して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

- (4) 本項第(1)号乃至第(3)号の各取引において、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、無償割当ての効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。なお、株式の交付については第24項第(4)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

13. 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満に留まる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
14. (1) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (2) 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。気配値表示を含む。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (3) 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当

該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

15. 第 12 項の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者（本新株予約権を保有する者をいう。以下、同じ。）と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
 - (1) 株式の併合、資本金の減少、合併、会社法第 762 条第 1 項に定められた新設分割、会社法第 757 条に定められた吸収分割、株式交換又は株式移転のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - (2) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - (3) 当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。
 - (4) 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
16. 第 11 項乃至第 15 項により行使価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
17. 本新株予約権を行使することができる期間
平成 26 年 3 月 20 日から平成 30 年 3 月 19 日。
ただし、第 19 項に従って本新株予約権が取得される場合、取得される本新株予約権については、当該取得に係る通知で指定する取得日の 5 営業日前までとする。
18. その他の本新株予約権の行使の条件
 - (1) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - (2) 各本新株予約権の一部行使はできない。
19. 本新株予約権の取得の事由及び取得の条件
 - (1) 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日を定めたときは、会社法第 273 条第 2 項及び第 3 項の規定に従って 2 週間前に通知又は公告をした上で、かかる通知又は公告で指定した取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権 1 個につき発行価額と同額で取得することができる。
 - (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は、会社法第 273 条第 2 項及び第 3 項の規定に従って通知又は公告した上で、当社取締役会が別途定める日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権 1 個につき発行価額と同額で取得することができる。
20. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

21. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

22. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本項第(1)号記載の資本金等増加限度額から本項第(1)号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

23. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権の払込金額（1 個当たり 26,500 円(1 株当たり 5.30 円)）は、本要項及び割当予定先との間で締結する予定の契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として独立した第三者機関の評価報告書の評価結果を勘案して決定した。

24. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第 25 項に定める行使請求受付場所（以下、「**行使請求受付場所**」という。）においてこれを取り扱う。
- (2) ① 本新株予約権を行使しようとする新株予約権者は、当社の定める行使請求書（以下、「**行使請求書**」という。）に、その行使に係る本新株予約権の内容及び数等必要事項を記載して、これに記名捺印した上、第 17 項に定める行使期間中に、行使請求受付場所に提出しなければならない。
② 本新株予約権を行使しようとする場合、行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を第 26 項に定める払込取扱場所（以下、「**払込取扱場所**」という。）の指定する口座に振り込むものとする。
③ 行使請求受付場所に対し行使に要する書類を提出した者は、当社による書面による承諾がない限り、その後これを撤回することはできない。
- (3) 本新株予約権の行使の効力は、行使請求に必要な書類の全部が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される金銭の全額が払込取扱場所の指定する口座に入金された日に発生する。
- (4) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに社債、株式等の振替に関する法律第 130 条第 1 項及びその他の関係法令に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

25. 行使請求受付場所

株式会社セルシード 人事総務部
東京都新宿区原町三丁目 6 1 番

26. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 新宿通支店

27. その他

- (1) その他本新株予約権の発行に関して必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。
- (2) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。
- (3) 会社法その他の法律の改正等により、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講ずる。